

計 画 書

東播都市計画地区計画の決定 [明石市決定]

都市計画大久保町八木地区地区計画を次のように決定する。

名 称	大久保町八木地区地区計画	
位 置	明石市大久保町八木の一部	
面 積	約36.0ha	
地区計画の 目 標	<p>本地区は、市のほぼ中央、JR山陽本線大久保駅より南西約1km、山陽電鉄本線中八木駅を含む位置にある。</p> <p>本計画策定により、周辺住宅地と調和した土地利用を誘導し、緑豊かでゆとりのある良好な住宅市街地の形成及び維持・保全を図ることを目的とする。</p>	
区域の整備・開発及び 保全に関する方針	土 地 利 用 の 方 針	良好な住宅市街地が形成されるよう、うるおいとゆとりのある空間を創出する土地利用を図る。
	地 区 施 設 の 整 備 の 方 針	本地区に整備される道路、公園等の機能の維持・保全を図り、安全で快適な公共空間の形成に努める。
	建 築 物 等 の 整 備 の 方 針	うるおいとゆとりのある市街地環境が形成されるように、建築物等の規制・誘導を図る。

地 区 整 備 計 画 に 関 する 事 項	建 築 物 等 の 用 途 の 制 限	<p>次に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <p>1) ホテル又は旅館</p> <p>2) カラオケボックスその他これに類するもの</p> <p>3) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>4) ゴルフ練習場、バッティング練習場</p>
	建 築 物 の 高 さ の 最 高 限 度	15メートルかつ軒の高さ10メートル
	建 築 物 等 の 形 態 又 は 意 匠 の 制 限	建築物は、配置や形態・材料・色彩などに配慮し、周辺環境に調和したものとする。

「区域は、計画図表示のとおり」

理 由

別添理由書のとおり



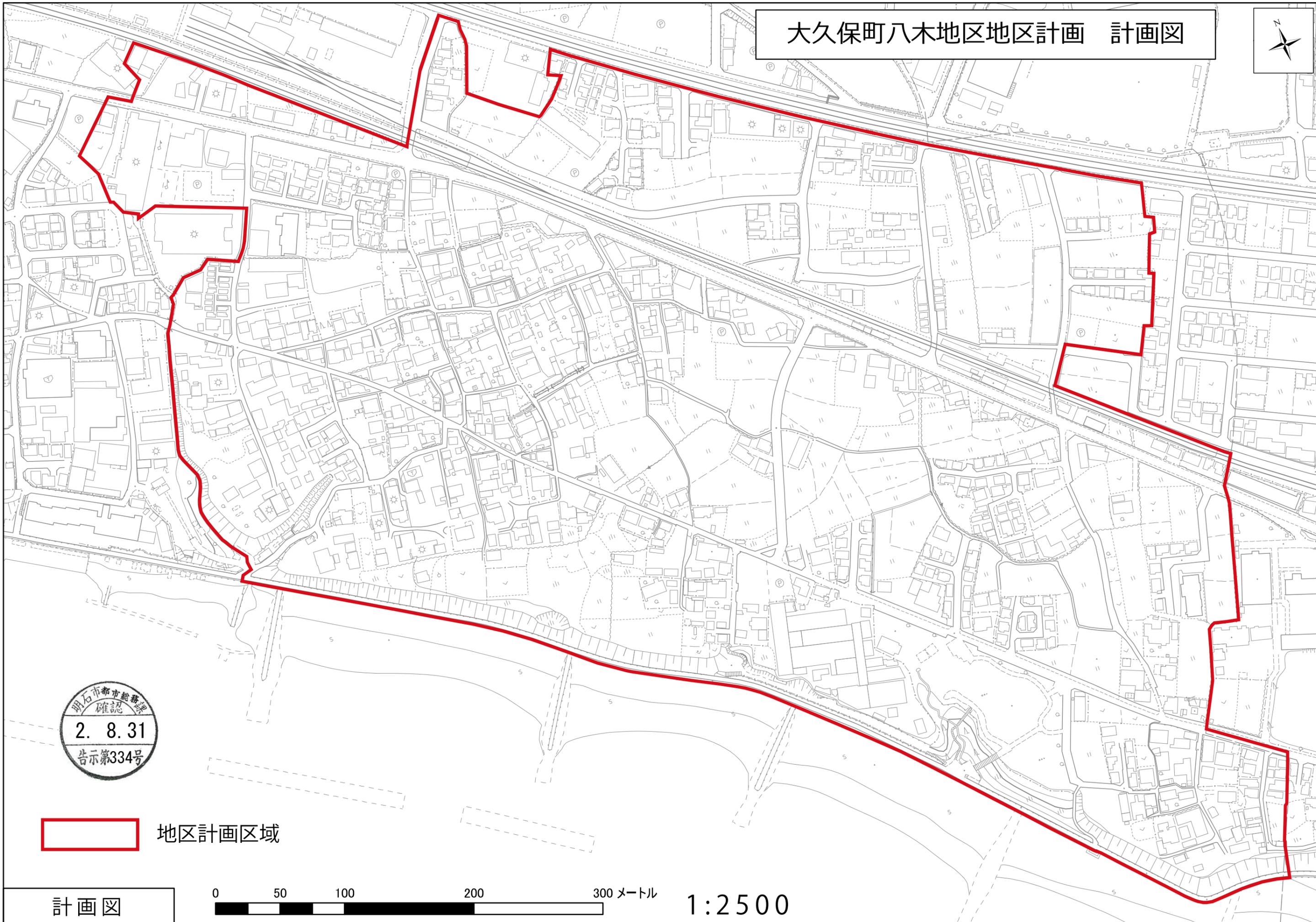
理 由 書

居住環境の維持と保全を目指し、平成20年に八木自治会を中心とする「八木地区計画委員会」が組織され、まちづくりについての勉強会や関係権利者の意向把握を行うなど、地区計画の策定に向けた検討が進められてきた。

こうしたことから、本市では、周辺住宅地と調和した土地利用を誘導し、緑豊かでゆとりのある良好な住宅市街地の形成及び維持・保全を図るため、地区計画を決定する。



大久保町八木地区地区計画 計画図



地区計画区域

計画図



1:2500